

# ハラスメント外部相談窓口を設置しました

このようなハラスメントを受けていませんか？

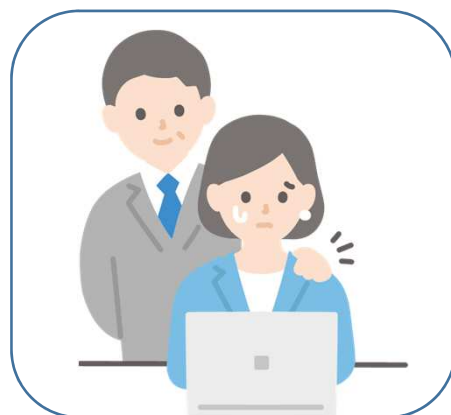
内部の職員に相談しづらい...など、悩みや希望に合わせて相談できます



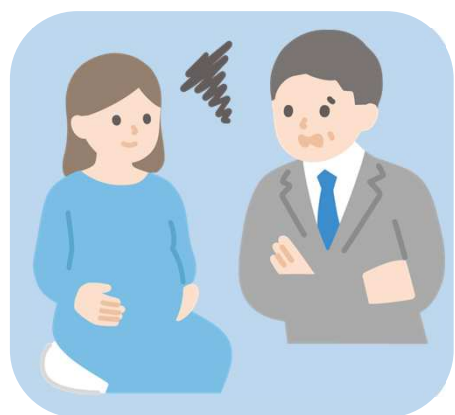
精神・身体的苦痛を与える行為



業務等の過剰・過少な要求

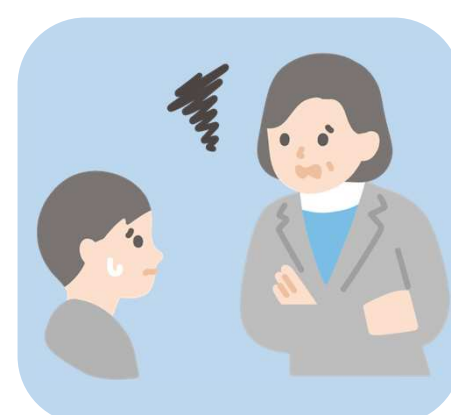


他者を不快にさせる性的な言動



妊娠等による不当な扱い

産業カウンセラー  
精神保健福祉士  
臨床心理士  
公認心理師など  
心のケアの専門家が  
対応します



男性が育児をする権利や  
機会を侵害する行為

## 利用方法について

- 電話によるご相談  
専用のフリーダイヤルにお電話いただきます。  
【開設時間 月～金曜日 10:00～21:30、土曜日 11:00～19:00】  
※ご相談受付は平日は20:30まで、土曜日は、18:00まで、  
祝祭日及び年末年始（12月29日～1月4日）はご利用いただけません。  
※相談時間は概ね30分ですが、人事課への通報を希望する場合はその限りではありません。  
※発信者番号通知をお願いしています。
- WEBによるご相談  
専用WEBサイトにアクセスしてご利用ください。  
24時間365日受付、3営業日以内に回答いたします。  
※法律問題や心身の不調が見受けられる場合、専門機関の情報提供を行う場合があります。
- 相談専用の電話番号及びWEBサイトは下記をご覧ください。  
『共通ライブラリ/150人事関連（その他）/ハラスメント相談苦情窓口等/1 - 2 外部相談  
窓口/ハラスメント外部相談窓口周知用チラシ』

## 相談内容について

- ハラスメントの有無を判断したり、査定するのではなく、相談者の心情を受け止め、気持ちの整理をお手伝いします。
- 通報を希望する場合には、お名前や連絡先をお伺いし、相談内容が各人事担当課長へ報告されます。
- 通報しない場合は、相談者の性別・相談件数・ハラスメント種別が統計的に各人事担当課へ送付されます。